

国への「まん延防止等重点措置」の適用要請を踏まえた「くまもと再発見の旅」の対応について

熊本県内の感染が急拡大しており、本日、国に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請したことを踏まえ、「くまもと再発見の旅」事業について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 既存予約の取扱いについて

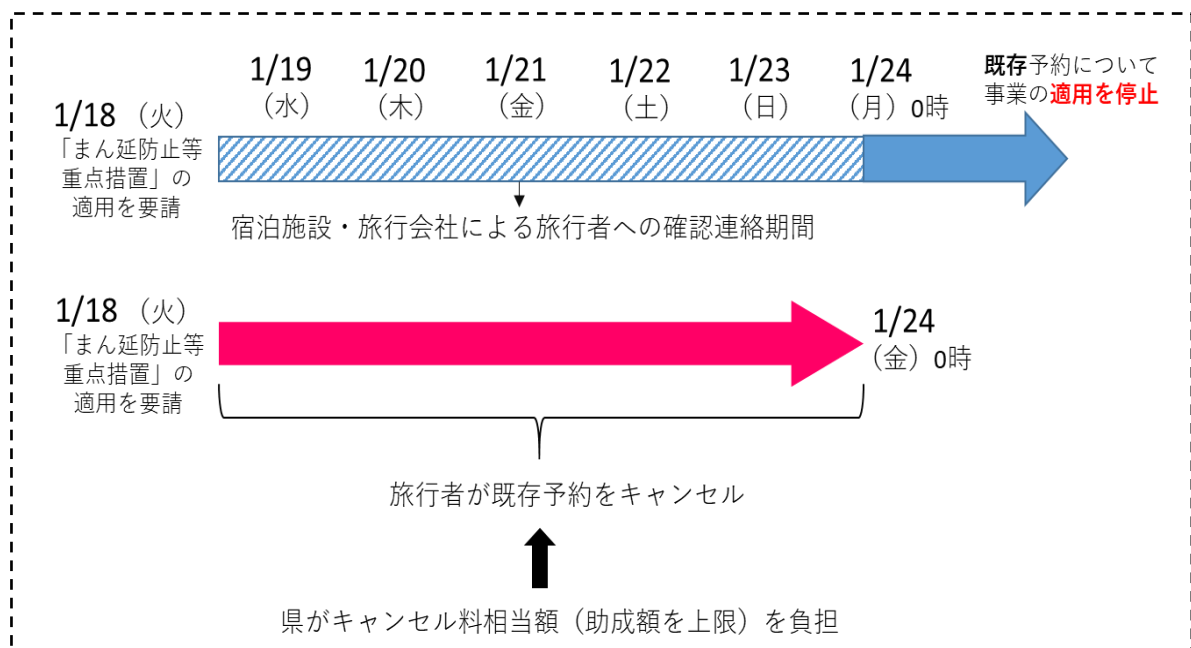
1月24日（月）0時以降の旅行（宿泊・日帰り）については、助成を停止します。

※1月23日（日）までは、宿泊施設又は旅行会社から旅行者への確認連絡期間とします。

2 キャンセル料について

旅行者への確認連絡期間中（1月23日まで）に、旅行者が既存予約をキャンセルし、キャンセル料が発生した場合には、県が助成額を上限にキャンセル料相当額の一部を負担します。

※利用者には、各事業者のキャンセルポリシーに基づき、県のキャンセル料相当額の負担分差引後のキャンセル料を求められる可能性があります。



3 地域限定クーポン券について

1月23日（日）までに、既存予約で旅行したクーポン券配布対象者にはクーポン券を発行します。

1月25日（火）0時以降のクーポン券の利用を停止します。

※クーポン券は、利用停止期間終了後、3月11日まで利用可能。



【問い合わせ先】

観光振興課 中野・村本

(内線3182、直通333-2335)